

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の  
中長期目標（第2期）変更案について

## 1. 変更の背景

- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）において、各主務大臣は、情報システムの整備及び管理の基本的な方針（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ、所管の全ての独立行政法人の目標を令和4年度中に速やかに変更することとされており、AMEDの中長期目標を同方針に掲げられた取組と整合するように変更する必要がある。
- このため、AMEDの中長期目標の変更にあたり、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法第20条第1項の規定に基づき、健康・医療戦略推進本部の意見を聴くもの。

## 2. 中長期目標の変更案

別紙のとおり。

## 3. 参考(新旧対照表)

変更案	現行
<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務の電子化に関する事項 「<u>情報システムの整備及び管理の基本的な方針</u>」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、<u>情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO（ポートフォリオ・マネジメント・オフィス）の設置等の体制整備を行う。</u>また、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、AMEDの制度利用者の利便性の向上に努める。<u>またさらに</u>、幅広いICT需要に対応できるAMED内情報ネットワークの充実を図る。情報システム及び重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性及び信頼性を確保する。</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項 (2) 業務の電子化に関する事項</p> <p>電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、AMEDの制度利用者の利便性の向上に努める。また、幅広いICT需要に対応できるAMED内情報ネットワークの充実を図る。情報システム及び重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性及び信頼性を確保する。</p>

以上